

平成29年2月15日

会員各位

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会  
理事長 下田智久  
[公印省略]

特定保健用食品等に関する景品表示法の取組について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営に関し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、日本サプリメント株式会社が販売していた特定保健用食品に係る表示に関して、消費者庁より同社に対し、平成29年2月14日に景品表示法第7条第1項の規定に基づき措置命令が行われました。

併せて、同日付けで、特定保健用食品の許可事業者ならびに機能性表示食品の届出事業者に対しても別添のとおり、「特定保健用食品等に関する景品表示法の取組について」（平成29年2月14日 消表対第176号）が発せられたところです。

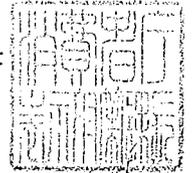
当協会では平成28年10月に同庁からの要請に基づき、特定保健用食品の品質管理等の再徹底について周知を図ったところですが、今般発せられた景品表示法の取組についても、その内容を十分ご理解の上、再発防止に向けた景品表示法遵守に係る社内体制の確認等に万全を期されますようお願い申し上げます。



消表対第 177 号  
平成 29 年 2 月 14 日

公益財団法人日本健康・栄養食品協会  
理事長 下田 智久 殿

消費者庁 表示対策課長



特定保健用食品等に関する景品表示法の取組について

今般、日本サプリメント株式会社が販売する特定保健用食品に係る表示について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という。）に違反する行為が認められたため、消費者庁は、本日、同社に対し、景品表示法第 7 条第 1 項の規定に基づき、措置命令を行いました。

また、別紙により、特定保健用食品の許可事業者及び機能性表示食品の届出事業者に対し、当庁における今後の取組方針をお知らせし、所要の対応をお願いしたところです。

つきましては、貴協会におかれましても、会員事業者が各種法令に違反することのないよう協会として適切に対応されるよう要望いたします。

以上



消表対第 176 号

平成 29 年 2 月 14 日

〔 特定保健用食品の許可事業者  
機能性表示食品の届出事業者 〕

各位

消費者庁 表示対策課長



### 特定保健用食品等に関する景品表示法の取組について

今般、日本サプリメント株式会社が販売する特定保健用食品に係る表示に関して、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」といいます。）に違反する行為が認められたため、消費者庁は、本日、同社に対し、景品表示法第 7 条第 1 項の規定に基づき、措置命令を行いました。

については、今後、消費者庁は、特定保健用食品等に関する景品表示法に係る対応について、下記の取組方針によることといたしましたので、事業者におかれては、景品表示法遵守に係る社内体制の確認等所要の対応をお願いします。

#### 記

##### 1 景品表示法違反行為に対する厳正な対処

特定保健用食品について、許可の要件を充足しているかどうかを確認することは、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）上、許可事業者の当然の責務であるが、当該確認を怠ることは景品表示法第 26 条第 1 項の規定に違反するものであり、許可の要件を満たさない商品を販売することは、商品の取引に関し、表示と実際が異なる、優良誤認に該当する表示をするものであり、景品表示法上問題となる。

特定保健用食品については、消費者の関心が高く、また、身体に影響するものであることに鑑み、消費者庁が今後予定している買上げ調査の結果を含め、特定保健用食品に係る景品表示法違反事案に接した場合には厳正に対処する。

##### 2 表示実態の把握等

特定保健用食品及び機能性表示食品については、消費者の信頼性確保が特に要請されている現下の状況に鑑み、当面の間、許可又は届出の範囲を超えた表示がなされていないかどうかについて、許可又は届出のあった全ての商品のウェブサイト等における表示の状況の監視を毎年度実施することとし、問題のある表示に接した場合には、当該表示の状況等を踏まえ、適切に対処する。

以上